

阿久根市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 5 月 15 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第19号

阿久根市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

阿久根市予防接種事故災害補償規則（平成19年阿久根市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「4,800万円」を「4,950万円」に、「3,196万円」を「3,296万円」に、「2,439万9,000円」を「2,516万3,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿久根市予防接種事故災害補償規則の規定は、令和8年4月1日以後に発見された事故について適用する。